処　分　基　準

令和５年４月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第75条の26第１項
処　分　の　概　要：特定自動運行実施者に対する指示
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法　令　の　定　め： 道路交通法第75条の26第２項
処　分　基　準： 別紙「特定自動運行実施者への指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課企画係（025-285-0110 内線5021、5022）
備　　考：

別紙

特定自動運行実施者への指示の基準：

１　指示の基準

(1)　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定若しくは法の規定に基づく都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）若しくは警察署長の処分又は他の法令に違反する行為が行われた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がないと明らかに認められるときを除き、法第75条の26第１項の規定に基づき、特定自動運行実施者に対し指示をするものとする。

(2)　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　指示は、特定自動運行実施者に過大な負担を課さないものとすること。

(4)　指示の内容は、違反と関連性のあるものとすること。

(5)　指示の内容は、１回の違反について１回行うものとすること。

２　指示の手続

(1)　指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第２項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第４項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第２条第８項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。

(2)　指示を行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第63条の２の２第１項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成５年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第２項第３号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

(3)　指示を行う場合には、行手法第14条第１項の規定に基づき、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、同時に、当該指示の理由を示すこと。

(4)　指示を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第１項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。

(5)　指示を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第１項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

３　指示の内容

(1)　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを指示するものとする。

(2)　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。

(4)　(1)から(3)までに規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。

４　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、許可の効力の停止等の処分を行うこと。